

第四十七号

徳島県都市公園条例の一部改正について

徳島県都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年二月十二日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県都市公園条例の一部を改正する条例

徳島県都市公園条例（昭和三十二年徳島県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項の表水泳プール及びこれに附属する有料公園施設の項の次に次のように加える。

<p>駐車場</p>	<p>一月一日から十二月三十一日まで</p>	<p>午前零時から午後十二時まで。ただし、自動車を駐車場へ入車させることのできる時間は、午前六時から午後十時までとする。</p>
------------	------------------------	--

第十三条第二項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる有料公園施設の使用料は、それぞれ当該各号に定めるところにより徴収する。

- 一 水泳プール（共用する場合に限る。） 入場の際、入場券を発行して徴収する。
- 二 駐車場 利用の終了の際、現金により徴収する。ただし、知事が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

第十四条中「場合」の下に「その他知事が特別の事情があると認める場合」を加える。

別表第一 徳島県蔵本公園の項中「放送施設」を「放送施設 駐車場」に改め、同表 徳島県鳴門総合運動公園の項中「講演会等のための用具」を「講演会等のための用具 带状映像装置」に改める。

別表第三のその二の表に次のように加える。

<p>駐車場</p>	<p>一台二回</p>	<p>普通自動車</p>	<p>駐車時間が、一時間を超え四時間以内</p>
------------	-------------	--------------	--------------------------

				<p>の場合は一〇〇円、四時間を超え五時間以内の場合は二〇〇円、五時間を超え六時間以内の場合は三〇〇円、六時間を超え七時間以内の場合は四〇〇円、七時間を超え十二時間以内の場合は五〇〇円、十二時間を超える場合は一、〇〇〇円</p>
		大型自動車		<p>駐車時間が、二時間を超え四時間以内の場合は二〇〇円、四時間を超え五時間以内の場合は四〇〇円、五時間を超え六時間以内の場合は六〇〇円、六時間を超え七時間以内の場合は八〇〇円、七時間を超える場合は一、〇〇〇円</p>

別表第三のその三の表中

講演会等のための用具	一日	一六、二三〇円を超えない範囲内で規則で定める額
------------	----	-------------------------

を

講演会等のための用具	一日
带状映像装置	一式一

	一六、二三〇円を超えない範囲内で規則で定める額
--	-------------------------

日	職業としてスポーツをする者	二九、四六〇円	に改める。
	その他の者	一一、二七〇円	

別表第三備考第十三項中「陸上競技場用大型映像装置」の下に「又は带状映像装置」を加え、同備考に次の二項を加える。

14 「普通自動車」とは道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第三条に規定する普通自動車及び小型特殊自動車をいい、「大型自動車」とは同条に規定する大型自動車、中型自動車及び大型特殊自動車をいう。

15 駐車時間が不明である場合の駐車場の使用料の額は、駐車時間を普通自動車にあつては十二時間を、大型自動車にあつては七時間を超えるものとみなして算定した額とする。

附 則

この条例は、公布の日から起算して五月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、別表第一徳島県鳴門総合運動公園の項の改正規定、別表第三のその三の表の改正規定及び別表第三備考第十三項の改正規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

提案理由

徳島県蔵本公園の駐車場を有料化すること及び徳島県鳴門総合運動公園において带状映像装置を供用することに伴い、関係規定について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。